

鹿屋市立西原小学校PTA会則

第一章 名称と事務局

第1条 本会の名称は、「西原小学校PTA」とし、事務局を西原小学校に置く。
住所は、鹿児島県鹿屋市西原1丁目15番3号。

第二章 目的

第2条 本会は、保護者と教職員がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに協力して、家庭・学校及び社会に於ける児童の健全な成長と教育の向上進歩を図ることを目的とする。

第三章 活動

第3条 本会は、前条の目的を達成するために民主的団体として次の活動を行う。

- 1 会員に必要な知識と教養を得るための講習会・研究会・親睦会等の開催
- 2 児童の福利厚生に関する活動
- 3 学校の教育的環境の整備に協力し、公費の確保の充実に努める。
- 4 その他目的達成のために必要な知識

第四章 方針

第4条 本会は、次の方針に従って活動する。

- 1 保護者相互並びに保護者と教職員の融和を図り、地域社会の協力を得て児童の心身の健全な発達に努める。
- 2 本会は、自主独立のものであって、他の団体の支配・統制・干渉を受けない。
- 3 本会の会員は、相互に、または教育関係者と教育問題を研究討議し、学校の教育活動を助けるために意見を述べ、参考資料を提供する。
- 4 教職員の人事に干渉するものではない。

第五章 会員

第5条 本会の会員は、西原小学校に在籍する児童の保護者と教職員とする。

- 2 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第六章 会計

第6条 本会の経費は、会費・事業収益・寄付金をもってあてゐる。

第7条 会費は会員から集め、その金額は年度始めの総会で決定する。会費は毎月納入することを原則とする。

第8条 本会の会計は、総会において決議された予算に基づいて執行され、決算は会計監査を経て総会で承認を得なければならない。ただし、総会を招集できないときは、これを専断処分にすることができる。

- 2 会長は前項の規定により専断処分したときは、これを次の総会に報告しその承認を得なければならない。

第9条 本会に、総会の議決を得て特定のための特別会計を置くことができる。

- 2 特別会計に関する事項は、総会に諮り、別に定める。

第10条 本会の会計において、以下の帳簿等を置く。

- | | | |
|-----------|--------|--------|
| ① 会費徴収簿 | ② 会計簿 | ③ 証憑綴り |
| ④ 予算決算書綴り | ⑤ 備品台帳 | ⑥ 財産台帳 |

第11条 本会の資産は、第2条の目的を達成するため有効適切に運用する。

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第七章 役員、委員及び会計監査委員

第13条 この会の役員及び会計監査委員は、次の通りとする。

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1 会長 | 1名 (保護者) |
| 2 副会長 | 5名 (保護者4・教頭) 会長が必要と認めた場合、増員することができる。 |
| 3 幹事 | 若干名 (保護者) |
| 4 書記 | 2名 (保護者1・教職員1) |
| 5 会計 | 1名 (教職員) |
| 6 会計監査委員 | 3名 (保護者) |
| 7 常任顧問 | 1名 (校長) |
| 8 顧問 | 1名 (会長経験者) 会長が必要と認めた場合に限り置くことができる。 |

第14条 役員、会計監査委員の任期は1年とし、再任することはできるが兼任することはない。ただし、会長の任期は2年を超えないものとする。

- 2 役員が事故等のため欠員となったときや、その任に耐えなくなつたときは、企画委員会によって後任者を決定し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

- 3 旧役員は、任期満了後も新役員が総会で承認されるまで引き続きその職務を行ない、事務引継が完了するまで助言を行うものとする。また、各部長等の事務引継についてこれに準ずる。

第15条 この会の委員の構成は次の通りにし、再任は役員に準じる。

- | | |
|--------|-------------------------|
| 1 地区委員 | (委員長1名、副委員長若干名) |
| 2 学級委員 | (委員長1名、委員6名) |
| 3 学年委員 | (委員長1名、副委員長1名、その他の学級委員) |

第16条 役員、会計監査委員、書記、会計の選任は、次の通りとする。

- 1 会長、副会長、幹事、会計監査委員に立候補 (推薦を含む、以下立候補) の意